

エクシオグループ 調達ガイドライン

第 1 版

2024 年 9 月【改定履歴】

版数	発行月	内容
第 1 版	2024 年 9 月	エクシグループ調達ガイドライン

目次

取引先の皆様へ	3
I. 法令遵守・国際規範の尊重	4
II. 人権・労働	4
III. 環境.....	8
IV. 公正取引・倫理	11
V. 品質・安全性.....	13
VI. 労働安全衛生	14
VII. 情報セキュリティ.....	18
VIII. 災害時の対応.....	20
管理体制の構築.....	21

取引先の皆様へ

私たちエクシオグループ株式会社およびグループ会社(以下、エクシオグループ)は、グループ理念である、「技術力を培う・豊かさを求める・社会に貢献する」を掲げ、持続可能な社会の実現に貢献する取り組みを推進しております。

近年、サプライチェーンのグローバル化と複雑化が一層進展しているなか、災害・パンデミック、環境、人権、セキュリティなどの世界的規模な問題への適切な対応が重要な課題となっています。

エクシオグループでは、サプライチェーンとしての姿勢や責任について定めたエクシオグループ調達基本方針を踏まえ、「調達ガイドライン」(以下、本ガイドライン)を制定いたしました。

お取引先様には、本ガイドラインの内容についてご理解・ご賛同いただきますとともに、サプライチェーンを構成する皆様ご自身のお取引先への展開(代理店様、その従業員、さらに上流のサプライヤー様等)に対してもご理解頂き、本ガイドラインの遵守に向けた積極的な取り組みや働きかけをお願い致します。

エクシオグループと持続可能なサプライチェーン、ひいては持続可能な社会の実現に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

本ガイドラインの適用範囲は、サプライチェーンを通じてエクシオグループ各社と取引のあるパートナー会社等を含む全てのお取引先様を指します。

また、本ガイドラインのお願い事項を明確にするために、お願いレベルを以下の通り区分けしております。

“要請”：「～なりません」は、法令遵守が要求される項目や、積極的に取り組んでいただきたい項目です。

“期待”：「～望まれます」または「～期待します」は、ご協力いただきたい項目です。

本ガイドラインで定める事項について、皆様の取組状況を確認するためにアンケート調査や訪問調査、第三者監査等へのご協力をお願いする場合がございます。また、本ガイドラインに記載する事項が遵守されていない状況が確認された場合には、改善対応をお願いさせていただきます。なお、本ガイドラインから著しく逸脱する行為がある場合や、長期に渡って改善が見られない場合、改善の意向が見られない場合には、エクシオグループとの取引継続を見直す可能性があります。

2024年9月
エクシオグループ

I. 法令遵守・国際規範の尊重

事業活動を行うにあたっては、事業活動を行う国・地域で適用される関連法令を遵守するとともに国際規範を尊重しなければなりません。

<解説・補足>

国際規範とは、国際慣習法・一般に受け入れられている国際法の原則、または普遍的もしくはほぼ普遍的に認められている政府間合意（条約および協定を含む）から導かれる社会的に責任ある組織の行動に対する期待を指します。例えば、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」や、「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」などが該当します。

II. 人権・労働

企業は、関連法規制を遵守することのみならず、ILO 中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重する必要があります。労働者とは直接雇用者だけでなく、直接的または間接的な労働者、ならびに臨時社員、移民労働者、学生、契約社員、およびその他の就労形態を含む、すべての労働者を指します。

（Ⅱ－１）強制労働の禁止

- ・強制・拘束・非人道的な囚人労働・奴隷制または人身取引によって得られた労働力を用いることはできません。
- ・すべての労働者の就業を強制することなく、労働者が自ら離職、または退職する権利を守らなければなりません。
- ・脅迫、強制、拉致または詐欺によって、人の移送、隠匿、採用、譲渡、受け入れを行ってははいけません。
- ・就労のための手数料を労働者から搾取してはいけません。また、その手数料を債務として強制労働を行わせてはいけません。

<解説・補足>

強制労働とは、ある者が懲罰などの脅しの下で、かつ、本人の自由意思に反して行う（非自発的）労働を指します。

（Ⅱ－２）非人道的な扱いの禁止

- ・労働者や事業に関係する者の基本的人権および多様性を尊重し、精神的・肉体的な虐待、ハラスメントなどの非人道的な扱い、並びにそのような可能性のある行為を労働者に対して行ってはなりません。
- ・インシデント等への対応手順や関係者に対する懲戒方針などを策定し、非人道的扱いの事実を把握するための通報制度（苦情処理メカニズム）を整え、労働者に周知し、運用することが望まれます。

<解説・補足>

精神的な虐待とは、例えば非人道的な表現や嫌がらせ、無視、自尊心を傷つける言葉などにより、他者に心理的な暴力をふるうことで、精神と感情に弊害を与えることを指します。

肉体的な虐待とは、暴力や、過酷な環境下での作業などを指します。

ハラスメントとは、「セクシュアルハラスメント」、「パワーハラスメント」、「妊娠・出産・育児介護等ハラスメント等」のあらゆるハラスメントが含まれ、いやがらせやいじめにより、受け手が不快になることを指します。具体的には、性的嫌がらせ、性的虐待、体罰、精神的・肉体的な抑圧、言葉による虐待、身体上の基本的快適性用設備（什器など）の非提供などを指します。

（Ⅱ－３）児童労働の禁止

- ・最低就業年齢に満たない児童を労働させてはいけません。
- ・18 歳未満の年少者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させてはなりません。
- ・児童労働が判明した場合、改善計画や支援するためのプログラムを提供しなければなりません。

<解説・補足>

児童労働とは、その性質や遂行状況により、年少者の知的、身体的、社会的、道徳的発達に害悪をもたらし、就学を不可能にしたり、学校中退を余儀なくしたり、仕事と勉強の両立を強いたりすることで、児童の教育機会や健全な成長を損なう活動または労務を指します。

最低就業年齢について、ILO 第 138 号条約（1973 年）では、雇用または就業の最低年齢が義務教育を修了する年齢を下回ってはならず、いかなる場合にも 15 歳を下回らないよう定められています（移行期間として、経済と教育機関の発展が不十分な開発途上国では、14 歳を最低就業年齢と定めることができます）。また労働の種類によっても就業可能な年齢は異なります。危険有害な業務については、すべての国が 18 歳を最低就業年齢としなければなりません。しかし、以下に該当する場合は、このような業務に 16 歳から従事することができます。

- ✓ 国内の労使団体と事前の協議が行われている
- ✓ 年少者の安全、健康及び道徳が十分に保護されている
- ✓ 当該活動分野で十分な具体的教育または職業訓練を受けている

危険有害な業務とは、ILO 第 190 号勧告「最悪の形態の児童労働勧告」に定められている以下を指します。

- ✓ 児童を肉体的、心理的または性的な虐待にさらす業務
- ✓ 坑内、水中、危険な高所または限られた空間で行われる業務
- ✓ 危険な機械、設備及び工具を用いる業務または重量物の手動による取扱いもしくは運搬を伴う業務
- ✓ 不健康な環境で行われる業務（例えば、危険な物質、因子もしくは工程、または児童の健康を損ねるような温度、騒音水準、もしくは振動に児童をさらすようなもの）
- ✓ 長時間の業務、夜間の業務または児童が不当に使用者の敷地に拘束される業務のような特に困難な条

件の下での業務

（Ⅱ－４）差別の禁止

- ・賃金、昇進、報酬、教育、採用や雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性自認、民族または国籍、障害や傷病の有無、身体的特徴、妊娠、宗教、所属政党・政治的見解、組合員であるかどうか、軍役経験の有無、保護された遺伝情報、または結婚歴の有無などによる差別につながる可能性のある行為を行ってはなりません。
- ・各国・地域および労働者の宗教的な文化、伝統や慣習を尊重し、それらに係る要望に対しては、公共の福祉や社会通念に反しない範囲において、適切に配慮することが望めます。
- ・懲戒処分については、方針・手順を明確に定め、予め労働者に周知するとともに、その運用にあたっては詳細かつ厳正な調査を実施し、人権を侵害する不当な懲罰・懲戒処分を行ってはなりません。
- ・各国・各地域に存在する固有の問題についても適切に配慮することが望めます。

（Ⅱ－５）適切な賃金と手当

- ・労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、及び法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用される各国・地域すべての関連法令を遵守しなければなりません。また、生活に必要なものを賄うことのできる適切な水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮することが望めます。
- ・適切な社会保険に加入するとともに、労働者についてもその実態（雇用か請負か）を踏まえ、雇用関係であると判断される場合は、雇用契約を締結し適切な社会保険に加入させなければなりません。

＜解説・補足＞

最低賃金とは、所在国における賃金関連法令で定められた最低の賃金を指します。所在国の法令に基づき、遅滞なく適切な時期に労働者に支払わなければなりません。

生活賃金とは、国際基準に従い、労働者とその家族のニーズを満たし、社会的な生活を送ることができ、また労働者の尊厳を満足させるなどの賃金水準のことを指します。

不当な賃金控除とは、労働関連法令などに違反する賃金控除を指します。例えば、業務に必要な制服代や個人保護具代などが該当します。ただし、遅刻や欠勤などを理由とする、働いていない時間に相当する不払いは含まれません。報酬の支払いの際には、その支払内容が適正であることを確認できる情報が記載された明細書も併せて提供しなければなりません。

（Ⅱ－６）長時間労働の排除

- ・労働者の働く国・地域の法規制上定められている限度を超えて労働させてはならず、国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日・休暇の付与等を適切に管理しなければなりません。
- ・法令で定められた労働時間内であっても、労働者の健康・福祉を害する過度な労働とならないような労働時間とするよう努めなければなりません。
- ・時間外労働の実施にあたっては労働者の意思を尊重し、時間外労働に関する報酬は、当該地域の法令等に従わなければなりません。

＜解説・補足＞

適切な管理とは、以下のようなことを指します。

- ✓ 年間所定労働日数が法定限度を超えないこと
- ✓ 超過勤務時間を含めた 1 週間当たりの労働時間（ただし、災害その他の避けることのできない緊急時、非常時を除く）が法定限度を超えないこと
- ✓ 法令に定められた年次有給休暇、産前産後休暇、育児休暇の権利を与えること
- ✓ 法令に定められた休憩時間を与えること
- ✓ 労働者の健康を守るために身体的並びに精神的な健康診断を行うこと

各国法令に基づき、労働時間、休日、休憩の付与を適切に行わなければなりません。また、国際的な基準も考慮する必要があります。例えば、国際的な基準の一つである ILO 第 1 号条約（1919 年）及び第 30 号条約（1930 年）では、週間労働時間は、緊急時や非常時を除き、残業時間を含めて週 48 時間を超えてはならないとしています。また、ILO 第 14 号条約（1921 年及び第 106 号条約（1957 年）では、7 日ごとに最低 1 日（24 時間以上）の休日を与える（連続 6 日間を越えない）ことが規定されています。さらに、週 40 時間労働の原則を定めた第 47 号条約（1935 年）を達成すべき社会的基準とする第 116 号勧告（1962 年）が採択されています。いくつかの業界基準では、残業を含む労働時間の上限を週 60 時間と定めています。

（Ⅱ－７）結社の自由および団体交渉権の尊重

- ・現地の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権・団体交渉権を尊重するとともに、それらの活動に参加しないまたは差し控える労働者の権利も尊重しなければなりません。
- ・労働者および／または彼らの代表者は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントを恐れることなく、労働条件および経営慣行に関する意見および懸念について、経営陣と率直に意思疎通を図り、共有できることが望まれます。

（Ⅱ－８）外国人労働者への配慮

- ・外国人労働者の雇用にあたり、労働者が雇用条件を理解できる言語で記載した雇用契約書を提供しなければなりません。
- ・政府発行の身分証明書、パスポート・ビザ、労働許可書または移民申請書（労働者以外によるこれらの保持を法令で義務付けている場合を除く）などを労働者から隠匿、没収するなどの手段で本人の使用を妨げてはいけません。
- ・労働者の施設への出入りや施設内の移動に不合理な制約を課してはなりません。

III. 環境

気候変動や環境汚染、資源の枯渇などの地球環境問題に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮する必要があります。

（Ⅲ－１）環境許可と報告

・事業の所在地の法規則に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行わなければなりません。

＜解説・補足＞

法規則などで定める許認可として、例えば、次のようなものが挙げられます。

- ✓ 廃棄物処理に関するもの
- ✓ 大気汚染の防止に関するもの
- ✓ 土地の掘削等に関するもの
- ✓ 指定地域内での地下水の採取に関するもの

また、事業に用いる化学物質により、毒劇物・特定化学物質・危険物の扱いや管理などに関する許認可が必要となる場合があります。さらに、事業内容や立地により、環境影響評価、危険物取扱施設などに関する行政の許認可が必要な場合もあります。

（Ⅲ－２）製品含有化学物質の管理

・製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、全ての法規則及び顧客要求を遵守しなければなりません。

＜解説・補足＞

製品含有物質については、製品の仕向け国の法規則に従わなければなりません。また、最終的な製品では、製品の中に組み込まれる部品についても責任を持たなくてはならないため、上流サプライチェーンの企業は、下流サプライチェーンの企業が必要とする情報の提供が求められます。

（Ⅲ－３）化学物質の管理

・各国・地域の法規則を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質及びその他の物質は、特定、表示、及びリスクアセスメントを実施しその結果等に関する記録の作成、保存を行い、現場の作業に、化学物質が含まれる材料を使用する場合は、当該作業従事者に、化学物質のリスクアセスメントの【結果】【低減策】を、周知徹底することで、有害性、危険性について認識することができます。化学物質の労働災害を防止するため、安全な取扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、及び廃棄が確実に実施されるよう自主管理しなければいけません。

（Ⅲ－４）環境への影響の最小化

- ・廃水・汚泥・排気・騒音・振動・粉塵などに関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をもって更なる改善をすることが望まれます。
- ・産業廃棄物、有害化学物質、汚染物質の排出を削減するとともに、関連法令の遵守および事業に伴う排水管理を含めた適正管理により「環境事故ゼロ」を達成し、大気・水質・土壌・生態系の劣化を防止しなければなりません。
- ・水の管理では、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水及び再利用化に努めなければなりません。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施すると共に、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行わなければいけません。
- ・汚泥の管理では、汚泥の排出量を削減すると共に、適切な汚泥処理または汚泥資源化を実施しなければなりません。
- ・排気の管理では、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施しなければなりません。
- ・土壌管理では、土壌を貴重な資源と認識し、環境への負荷を最小限に抑えるために、土壌汚染の原因となる物質の排出・流出を防止し、廃棄物の適切な処分を行い持続可能な利用を促進しなければなりません。また、土壌を貴重な資源と認識し、環境への負荷を最小限に抑えるために、土壌の持続可能な利用を促進しなければなりません。
- ・騒音・振動の管理では、騒音・振動の発生を抑制し、生活環境の保全に努めなければいけません。

＜解説・補足＞

自主規準とは、法令等に定められた水準以上の環境負荷削減のための目標を持つことです。公害の発生を予防することはもとより、さらなる環境負荷削減のための活動として、廃水・汚泥・排気・騒音・振動などの監視方法、制御方法、処置方法の改善や、それらの流出量や排出量の削減を実施することなどが挙げられます。

廃水の管理における廃水汚染経路の管理には、例えば、以下のようなものが挙げられます。

- ✓ 雨水排水管付近に淀んだ水や油脂の溜まりがない
- ✓ 工場災害や天災などで上水や下水の漏洩や流出を止めるための遮断弁や止水栓が備わっている

汚泥の管理における適切な汚泥処理には、例えば、濃縮・脱水・焼却などによって汚泥の容積を減らす（減容化）などが挙げられます。

排気の管理において、大気に放出される有害な物質には、揮発性の有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼の副生成物などがあります。これらの物質は、排出に先立ち、内容の分析と監視に努め、その結果に基づいて必要な管理や処置を施した後に排出しなければなりません。有害な物質の大気への排出に対する対策には、以下のようなものが含まれます。

- ✓ 排出する物質の取扱いや処理システムの性能の定期的な監視

（Ⅲ－５）エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

- ・エネルギー効率の改善及び再生可能エネルギーの積極的な利用に努め、エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の継続的削減に取り組まなければなりません。

・エネルギー効率の改善及び再生可能エネルギーの積極的な利用に向けて、エネルギー消費および関連するスコープ 1 およびスコープ 2 の温室効果ガスを最少化し、施設もしくは事業所の単位で測定し管理することが望まれます。またスコープ 3 の温室効果ガス排出についても、測定し管理することが望まれます。

＜解説・補足＞

温室効果ガスとは、特に以下の 7 種類の物質群を指します。

- ✓ 二酸化炭素 (CO₂)
- ✓ メタン (CH₄)
- ✓ 一酸化二窒素 (N₂O)
- ✓ ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)
- ✓ パーフルオロカーボン類 (PFCs)
- ✓ 六フッ化硫黄 (SF₆)
- ✓ 三フッ化窒素 (NF₃)

継続的に削減活動を推進するためには、7 種類の温室効果ガスに対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられます。スコープ 1 とは、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、スコープ 2 とは、他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出を指します。またスコープ 3 とは、自社排出量以外の、原材料・商品の調達、配送、商品使用、廃棄過程から出る温室効果ガスの排出量のことを指します。

（Ⅲ－６）製品アセスメントの実施による環境負荷軽減

・製品アセスメントの実施、及び環境に対する影響を低減する設計・製造等に自主的に取り組むことが望まれます。

・環境・社会的課題の解決に向けた技術・サービスの質の向上に向け、自主的・継続的な技術力の向上、新技術・新資材の開発を行うことが望まれます。

＜解説・補足＞

製品アセスメントには、例えば、以下のような内容が含まれます。

- ✓ 材料に関するもの（リサイクルが容易な材料の選定、有害物の使用抑制、など）
- ✓ 設計に関するもの（省エネ、減量化、長寿命化、など）
- ✓ 表示に関するもの（材料名の明記、など）
- ✓ 梱包材に関するもの
- ✓ リサイクル、廃棄に関するもの

（Ⅲ－７）資源の有効活用と廃棄物管理

・法規則を遵守し、適切な管理を行うことにより、積極的にリデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源(エネルギーや水等の天然資源、原材料)の有効活用を図り、廃棄物

の発生を最低限に抑えなければなりません。

- ・有害性が特定されていない物質の廃棄であっても、廃棄物を特定・管理し、責任ある廃棄またはリサイクルを行うための体系的なアプローチを実施し、削減に努めなければなりません。
- ・物質の廃棄は、事業の所在地の法規則を遵守し、最小限に抑えることで、天然資源（水、化石燃料、鉱物、原生林及び原生林の産物など）を浪費しない対策を講じなければなりません。
- ・事業活動に伴う廃棄物を把握し、可能な限り削減するとともに、リユース、リサイクルを実施し、処分方法（マテリアルサイクル、サーマルサイクル、最終処分方法等）とリサイクル率の把握に努めることが望まれます。

＜解説・補足＞

資源の有効活用的手段としては、以下のようなものがあります。

- ✓ 発生源での生産設備の変更
- ✓ 材料の代替
- ✓ 資源の再利用
- ✓ リサイクル

法規則を遵守するためにも、自主的に目標を定めて活動することが重要です。

（Ⅲ－８）生物多様性の保全

- ・自然環境や水資源など周辺環境の保全と回復に努めるとともに、ステークホルダー（従業員、自治体、NGO等の専門家等）とともに取り組むことが望まれます。
- ・事業活動の中で、水資源を適正に使用するように努めなければなりません。

IV. 公正取引・倫理

法令遵守することのみならず、高い水準の倫理感に基づき事業活動を行わなければなりません。

（Ⅳ－１）汚職や違法な政治献金の防止、不適切な利益供与及び受領の禁止

- ・贈収賄、過度な贈答・接待、汚職や違法な政治献金、恐喝、及び横領などを一切禁止する方針を掲げ、継続的に遵守しなければなりません。
- ・賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認してはいけません。
- ・マネーロンダリング・横領・詐欺等を防止するための措置を講じることが望まれます。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持つてはいけません。
- ・継続的な遵守のために、労働者に適切な教育・研修を実施することが望まれます。

＜解説・補足＞

贈賄とは、公務員及びそれに準じる者（以下、公務員等という）に対し、許認可や取引の獲得・維持、非公

開情報の入手など、業務上の何らかの見返りを求めて、例えば金銭の提供、接待、贈り物、その他の利益や便宜の供与を行うことを指します。

公務員等には次の者が含まれます（国の内外を問いません）。

- ✓ 政府、省庁、地方公共団体等の職員（例：議員、軍人、警察官、消防士、税務調査官、税関吏等）
- ✓ 政府系企業や政府系法人の役員及び職員（政府系企業や政府系法人には政府、省庁、地方公共団体等がその持株比率に関わらず、主要役員等を通じて、事実上支配する組織が含まれます。例：国営又は半官半民の電気、ガス、鉄道等の公共事業者、国立大学、国立病院等）
- ✓ 公的な国際機関の役員及び職員（例：国際連合（UN）、世界貿易機構（WTO）等）、政党の役員及び職員、公職の候補者）
- ✓ 上記を代行して公務を行う者（例：政府の指定検査機関、指定試験機関等）等

また、業務上の見返りを求めない場合であっても、公務員等に対し社会的儀礼を越えた接待・贈答を行うことも含みます。

違法な政治献金とは、例えば、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など業務上の何らかの見返りを求めて政治献金を行うことや、正規の手続きを踏まない政治献金を行うことを指します。

（Ⅳ－２）優越的地位の濫用の禁止

- ・優越的地位を濫用することにより、取引先に不利益を与える行為を行ってはなりません。

＜解説・補足＞

優越的地位の濫用とは、購入者や委託者という立場を利用して、例えば、次のような行為を行うことを指します。

- ✓ 仕入先等との取引条件を一方的に決定・変更すること
- ✓ 不合理な要求や義務を課すること

調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行い、優越的地位を濫用するような行為を防ぐ必要があります。優越的地位の濫用に関する法規制のある国では、それらの法令を遵守しなければなりません。

（Ⅳ－３）公正なビジネスの遂行

- ・各国・地域において定められた独禁法、下請法等を含む公正な取引に関する法令を遵守し、カルテルなどの競争制限的合意、不公正な取引方法、不当広告表示などの違法行為を行ってはなりません。
- ・取引妨害等にあたる行為は行ってはけません。

＜解説・補足＞

公正な広告表示とは、不正な目的や、事実と異なる情報の提供がない広告のことを指します。また、消費者や顧客に内容を誤認させる表現を行わず、また他の企業や個人の誹謗中傷、権利侵害などの内容を含まないよう配慮することを指します。

（Ⅳ－４）知的財産の尊重

- ・知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行わなければなりません。

・すべての取引先などの第三者の知的財産も保護しなければなりません。

＜解説・補足＞

知的財産には、知的財産権に加え、営業秘密・技術上のノウハウなどを含みます。

知的財産権は、法令に定められた権利で、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などが該当します。

（Ⅳ－５）適切な輸出入

・技術や物品の輸出入に関して各国で様々な法規制があり、それらを理解し、遵守しなければなりません。また、そのために明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行うことが望めます。

＜解説・補足＞

法令などで規制される技術や物品とは、国際合意など（ワッセナー・アレンジメントなど）に基づく法規制などで輸出入に関する対象となる部品・製品・技術・設備・ソフトウェアなどを指します。なお、輸出入に関しては監督官庁などに対して、許可取得などの手続きが必要な場合があります。

（Ⅳ－６）不正行為の予防および通報窓口

・不正行為を予防するための活動を行う必要があります

・調達先および委託先の皆様が、当社およびグループ会社との取引において、法令違反などと疑われる不正行為の申告を受け付ける通報窓口を設置し、調査・対応するための通報制度を設けることが求められます。

＜解説・補足＞

・不正行為を予防するための活動とは、労働者への教育、啓発を行うとともに、風通しの良い職場風土を作ることです。

・相談者のプライバシーには十分配慮し、ご連絡いただいたことを理由に不利益な扱いを受けないよう守秘義務を徹底します。

V. 品質・安全性

提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供する必要があります。

（Ⅴ－１）製品の安全性の確保

・製品が各国・地域の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たさなければなりません。

・品質管理の基準を設定し、製品の品質を確保するための検査プロセスを実施、偽装部品の特定と排除のために、適切な検査手法や技術を採用することが望めます。

＜解説・補足＞

製品の安全性に関わる法令などとして、日本国内の場合には建設業法や公共工事の品質確保の促進に関する法律などが挙げられます。安全基準は、法令の細則などや JIS などで定められています。また、海外の安全規格として UL、BSI、CSA などがあります。製品の安全性の確保には、トレーサビリティ（材料・部品・工程などの履歴）などの管理及び問題解決に向けた迅速な対応が有用です。

（V－2）正確な製品・サービス情報の提供

- ・製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供しなければなりません。
- ・虚偽の情報や改ざんされた情報を提供してはいけません。

<解説・補足>

正確で誤解を与えない情報とは、例えば、以下のようなものが挙げられます。

- ✓ 製品やサービスに関する仕様・品質・取扱い方法に関する内容が正確であること
- ✓ 製品に使用されている部材・部品の含有物質などの情報が正確であること

（V－3）品質管理

- ・企業は、製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、品質基準、顧客要求事項を遵守するための適切な仕組みやマネジメントシステムを構築することが望まれます。

VI. 労働安全衛生

関連法規制を守るのみならず、ILO 労働安全衛生マネジメントシステムに係るガイドラインなどに留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行う必要があります。

（VI－1）労働安全

- ・労働安全に関する各国・地域の法令等を遵守すると共に、職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保しなければなりません。特に、妊娠中の女性及び授乳期間中の母親への合理的な配慮しなければなりません。
- ・労働者に対して健康及び職場環境の安全衛生に関するトレーニングを提供しなければなりません。
- ・違法・規制薬物の影響下での作業を禁止しなければなりません。
- ・地域社会の安全・衛生の確保を徹底し、第三者災害を防止しなければなりません。

<解説・補足>

職務上の安全に対するリスクとは、墜落・転落、滑りやすい・つまずき易い床面、落下物、電気その他のエネルギー、火気、乗物・移動物などによる、就業中に発生する事故や健康障害の潜在的なリスクを指します。適切な設計や技術・管理手段とは、例えば、次のようなものが挙げられます。

- ✓ センサによる危険個所の監視

- ✓ 機械や装置に供給される動力源の施錠による遮断（ロックアウト）
- ✓ 動力源の遮断中にエネルギー遮断装置の操作の禁止を明示する札の設置（タグアウト）
- ✓ 保護メガネ・安全帽・手袋・転落防止用器具などの保護具の提供

妊娠中の女性及び授乳期間中の母親への合理的な配慮が必要とされるものには、例えば、次のようなものが挙げられます。

- ✓ 重量物の持ち上げ/移動
- ✓ 感染症への曝露
- ✓ 鉛への曝露
- ✓ 有毒化学物質への曝露
- ✓ 無理や負担のある姿勢での作業
- ✓ 放射性物質への曝露
- ✓ 長時間作業
- ✓ 極端な高温・低温
- ✓ 過度の騒音
- ✓ 著しい振動を与える業務

また、出産してから 1 年間、労働者が育児中の子供に授乳する必要があるときは、授乳または搾乳のため適切な休憩時間と、同僚または一般の人の立ち入りができない視界から遮断された安全で清潔な場所を提供するなどの対策を講じることが望まれます。

（VI－２）機械装置の安全対策

・労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施しなければなりません。

＜解説・補足＞

適切な安全対策とは、就業中に発生する事故や健康障害の防止のための管理を指し、例えば、次のような対策を指します。

- ✓ フェイルセーフ、フールプルーフ、インターロック、タグアウトなどと呼ばれる安全機構の採用
- ✓ 安全装置や防護壁などの設置
- ✓ 機械装置の定期的な検査と保全の実施

（VI－３）職場の衛生管理

・職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行わなければなりません。

＜解説・補足＞

有害な影響を与えるものには、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質（鉛、アスベストなど）などが含まれます。これらは、煤煙、蒸気、ミスト、粉塵などの状態で存在することもあります。また、騒音や悪臭なども著し

い場合には人体に有害なものとみなされます。

適切な管理とは、例えば、次のような行為を指します。

- ✓ 管理基準の制定及び運用
- ✓ 労働者への適切な教育・訓練
- ✓ 適切な個人保護具の提供

（Ⅵ－４）労働災害・労働疾病

・労働災害及び労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策及び是正措置を講じなければいけません。

・建設工事等を行う場合には、労働者の健康および安全衛生を適切に確保することの重要性を特に認識した上、安全衛生管理体制を整備し、関連する法規制を遵守するとともに、安全を最優先し人身災害（労働災害、公衆災害、もらい事故）、物損災害、事故が生じないよう徹底しなければなりません。

＜解説・補足＞

適切な対策とは、例えば、次のようなことを可能にする制度や施策のことを指します。

- ✓ 労働者による通報の促進
- ✓ 災害・疾病の分類や記録
- ✓ 必要に応じた治療の提供
- ✓ 災害・疾病の調査
- ✓ 原因排除に向けた是正対策の実行
- ✓ 労働者の職場復帰の促進

また、次のような行為も適切な対策に含まれます。

- ✓ 法令の定めに応じた行政に対する必要な手続きの実施
- ✓ 労災保険への加入

（Ⅵ－５）緊急時への備えと対応

・人命、身体、安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者及び資産の被害が最小限となる緊急時の対応に関する行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行わなければいけません。

＜解説・補足＞

エクシオグループの業務を遂行するにあたり発生し、かつエクシオグループが法律上、道義上あるいは倫理上の責任を果たすべき労働災害・労働疾病については、その内容を速やかに報告する必要があります。

緊急時の対応とは、例えば、緊急時の報告、労働者への通知、避難方法の明確化、避難施設の設置、分かり易く障害物のない出口、適切な退出設備、緊急医療品の備蓄、火災検知システムの設置、消火器・防火扉・スプリンクラーの設置、外部通信手段の確保、復旧計画の整備などを指します。

職場内への周知徹底も必要であり、例えば次のような行為が挙げられます。

- ✓ 労働者への緊急対応教育（避難訓練や救護教育を含む）の実施

- ✓ 緊急時の対応手順書などの職場内で容易に手の届く場所への保管・掲示

（Ⅵ－６）身体的負荷のかかる作業への配慮

・身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないよう適切な管理を行わなければいけません。

＜解説・補足＞

身体的に負荷のかかる作業には、例えば、次のようなものが挙げられます。

- ✓ 手作業による原材料の取り扱い
- ✓ 手動での重量物運搬作業などの重労働
- ✓ 力の必要な組み立て作業やデータ入力などの長時間にわたる反復作業・連続作業
- ✓ 長時間の不自然な姿勢による作業

適切な管理には、例えば、次のようなものが挙げられます。

- ✓ 人間工学にもとづく作業環境の整備
- ✓ 定期的な小休止
- ✓ 作業補助具の提供
- ✓ 複数作業員での分担や協力

また、人が正しく効率的に動けるように周囲の環境を整えて、事故やミスを少なくするよう考慮することも適切な管理に含まれます。なお、人間工学とは、人間が可能な限り自然な動きや状態で使えるように物や環境を設計し、実際のデザインに活かす研究分野のことを指します。これには、人が正しく効率的に動けるように周囲の環境を整えて、事故やミスを少なくすることも含まれます。

（Ⅵ－７）労働者の健康管理

・全ての労働者に対し、適切な健康管理を行う必要があります。

＜解説・補足＞

適切な健康管理とは、少なくとも法令に定める水準において健康診断などを実施し、労働者の疾病の予防と早期発見を図ることを指します。あわせて過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルスなどのケアについての十分な配慮も含まれます。

（Ⅵ－８）安全衛生に関するコミュニケーション

・労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言語・方法（施設内に明確に掲載されるか、労働者が特定・アクセスできる場所に置かれるなど）で提供しなければなりません。

・労働者から安全にかかわるフィードバックする仕組みなど、労働者側から安全上の懸念を提起するための仕組みを作らなければなりません。

・教育・訓練は作業の開始前にすべての労働者に、それ以降は定期的に提供しなければなりません。

＜解説・補足＞

教育・訓練の項目には、例えば、次のようなものが含まれます。

- ✓ 個人保護具の正しい使い方
- ✓ 緊急時対応
- ✓ 機械の安全操作
- ✓ 有害な環境に入る前の準備

VII. 情報セキュリティ

機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図る必要があります。

（Ⅶ－１）セキュリティとプライバシーに配慮した製品

- ・製品またはサービスがデータの機密性、真正性、完全性、可用性を提供するように設計されていなければいけません。
- ・製品またはサービスの開発時に、製品またはサービスにバックドア、マルウェア、悪意のあるコードが含まれないための方針や手順を策定し、実施しなければなりません。
- ・リスクに基づき、サポート期間中にセキュリティパッチの提供など、セキュリティの確保に必要なサポートを実施しなければなりません。

＜解説・補足＞

セキュリティとプライバシーに配慮した製品またはサービスには、データの機密性、真正性、完全性、可用性の提供が必要です。製品またはサービスの開発にあたっては、製品またはサービスにバックドア、マルウェア、悪意のあるコードが含まれることを承諾しないような方針や手順の策定と実施が重要です。製品、サービス及び基礎となるインフラストラクチャのセキュリティスキャン、テスト、修正を定期的実施することや、製品及びサービスが真正であり、識別可能であることを保証するためのプロセスを用意することが有効です。また、製品またはサービスの提供者は、安全な設定、運用、使用に関するガイドラインを提供し、定義されたサポート期間には、リスクに基づいて、サポートの期間中に、連絡先の提供、セキュリティアドバイザリー、脆弱性管理、セキュリティパッチの提供及びサポートを実施することが重要です。そのための前提として、サービス環境に対するリスクを軽減できる資産管理、脆弱性管理、変更管理方針を適切に実施することが有効です。

（Ⅶ－２）機密情報の漏洩禁止

- ・自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護をし、不正・不当な利用と開示、及び漏洩を防止する体制（情報管理レベルの設定、労働者の教育・研修を含む）を構築しなければなりません。

＜解説・補足＞

機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書など（電磁的あるいは光学的に記録されたデータ情報を含む）により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指します。適切な管理とは、機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、労働者などの遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施（適切なレベルの ID によるアクセス管理等）、監査及び見直しを含みます。

適切な保護とは、データのライフサイクル全体を通じて、機密情報を不正または不当に取得、利用、開示または漏洩しないことを指し、適切な暗号化などのデータ保護を実施することが必要です。

（Ⅶ－３）個人情報の保護

・取引先、顧客、消費者、労働者など全ての個人情報について、各国・地域の関連する法規則を遵守し、適切に管理・保護をしなければなりません。

＜解説・補足＞

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものを指します。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含みます。適切な管理とは、個人情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、これには労働者などの遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査及び見直しを含みます。適切な保護とは、個人情報を不正または不当に取得、利用、開示または漏洩しないことを指します。

（Ⅶ－４）自社におけるサイバー攻撃への対応

・自社の情報システム、ネットワーク及び製品やサービスにおいて、サイバー攻撃などからの脅威に対する体制（特定・防御・検知・対応・復旧）を構築・維持し、自社および他社に被害が生じないように管理（労働者の教育・研修を含む）をしなければなりません。
・国際標準に則ったセキュリティポリシーを確立し、運用されていることが望まれます。

＜解説・補足＞

サイバー攻撃とは、例えば、標的型メールなどによるマルウェア感染や悪意あるサイトへの誘導などにより、個人情報、顧客情報、取引先情報、機密情報などの営業秘密の流出や、重要ファイルを暗号化されるなどの被害を与える行為を指します。

サイバー攻撃による情報の漏洩や改ざん、情報システムの停止などのトラブルを防止する必要があります。攻撃者は、入手した顧客情報や取引先情報から、攻撃対象を広げる可能性があることから、被害は自社に留まりません。サイバー攻撃の対象となっている機器は、従来の PC やサーバーだけではなく、産業システムや IoT（Internet of Things）と呼ばれる機器へも広がりを見せており、こういった機器でも対策を講じることが有効です。また、サイバー攻撃を受けた場合、迅速に復旧するための計画を策定しておくことも重要です。その対策としては、例えば重要なデータのバックアップ、サーバーやデータセンターの二重化などがあります。クラウドサービス等を契約している場合は、契約条件等からこれらの計画の策定や実行性などを確認しておくことも重要です。

（Ⅶ－５）セキュリティインシデントへの対応

・セキュリティインシデントが発生した場合には、可及的速やかにステークホルダーに連絡のうえ、その原因を特定し被害の拡大を防ぐとともに、再発防止策を講じなければなりません。

VIII. 災害時の対応

大規模自然災害などによって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備しなければなりません。

（Ⅷ－１）事業継続計画（BCP）の策定

・事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定することが望まれます。

・労働者とその家族の生命、及び身体の安全確保を最優先にしなければなりません。

・大規模自然災害（地震、津波、洪水、豪雨、豪雪、竜巻）及びそれに伴う停電・断水・交通障害など、事故（火災、爆発）、広域伝染病・感染症などの疫病蔓延、テロ・暴動、サイバー攻撃、原材料や部品等の著しい需給バランス変化といった事業継続に大きな影響を及ぼす事態に備える必要があります。

・被災時にはいち早く生産活動を再開し、サプライチェーンへの影響を最小限に留めるために、納期等への影響を把握し、顧客を含むステークホルダーへの早期連絡が可能とするよう連絡体制と連絡手段を策定することが望まれます。

・社会インフラや施工物件の応急措置、及び復旧活動を通じて、国・地方自治体・企業等の事業継続、及び市民の生活環境の維持に協力することが望まれます。

＜解説・補足＞

事前対策として、例えば想定される被害に対してどのように事業拠点の個々の要素を防御・軽減・復旧するかという現地復旧戦略が重要です。また、被害によるダメージからの復旧が長期化することを想定した代替手段の確保も重要です。実際に事業が停止した際に、事業継続計画に記述されている内容に従って事業を早期に復旧するためのマニュアルを策定し、実際の災害などに対応できるよう、労働者に継続的な教育・訓練を行うことが有効です。

1. 取引先の管理

企業は、本ガイドラインでの要求事項を取引先に伝達し、取引先の規範の遵守を監視するプロセスを構築することが望めます。このプロセスには取引先との取引開始前およびその後のデュー・ディリジェンス実施や後述する苦情処理メカニズムの整備を含みます。

<解説・補足>

・デュー・ディリジェンスとは、自らの事業、サプライチェーンおよびその他のビジネス上の関係における、実際のおよび潜在的な負の影響を企業が特定し、防止・軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセスのことです。

・企業が実施するデュー・ディリジェンスには、人権デュー・ディリジェンス、環境デュー・ディリジェンス、などが挙げられ、例えば以下のような対応が望めます。

- ✓ 事業を通じて人権尊重や環境保護、責任ある鉱物調達を実現するための企業方針の策定
- ✓ 購入先に自社の期待を伝え、可能な場合には契約に織り込む
- ✓ サプライチェーンのリスクを特定、評価するために、取引先などに対しアンケート調査やヒアリングを行う
- ✓ 特定されたリスクに対し、防止・軽減策を実施する、あるいは是正措置や是正依頼を行う
- ✓ 防止・軽減策、あるいは是正措置の実施状況や結果を追跡調査する
- ✓ リスクにどのように対処したかを公表する

2. 苦情処理メカニズムの整備

企業は、自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者および取引先などを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築することが望めます。

<解説・補足>

・苦情処理メカニズムとは、本ガイドラインの違反が疑われる行為に対し、関係者が通報し、是正を促す仕組みを指します。

・本ガイドラインの遵守のために必要となるリスクマネジメントに加えて、労働者及び取引先などを含むステークホルダーからの通報や相談に対応するための苦情処理メカニズムを構築し、継続的なプロセスとして問題への対処を可能とする体制の構築をお願いいたします。

- ・労働者及びステークホルダーがアクセス可能な通報制度を構築し、周知する必要があります。
- ・通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護する必要があります。
- ・通報者が、通報したことを理由に企業や個人から不利益な扱いを受けることから保護する必要があります。

3. 取り組み状況の開示

企業は、本ガイドラインに対する取り組み、および関連する法規制に基づく情報開示を行うことが望めます。

＜解説・補足＞

- ・適用される法規則と業界の慣例に従って本ガイドラインに関する取り組み状況や事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報の公表・開示をする必要があります。なお、公表しない場合においても必要に応じ情報を開示することが望まれます。
- ・気候変動や人的資本・多様性等のサステナビリティ情報についても可能な限り情報を公表・開示することが望まれます。
- ・本ガイドラインに記載する要請事項を満たさない行為や事象が発生または特定された際には、エクシオグループからの要請を待つことなく、自主的な情報開示を期待します。
- ・記録の改ざんや虚偽の情報開示を行ってはなりません。

本ガイドラインは社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）が 2020 年 3 月に策定・公開した「責任ある企業行動ガイドライン」および RBA（RESPONSIBLE BUSINESS ALLIANCE）の「行動規範」（ver.8.0：2024 年 1 月発行）を参考とし、当社独自の項目を追加したものです。
本ガイドラインは、社会状況の変化及び新たな知見等により必要に応じ改定します。

【お問い合わせ先】

エクシオグループ株式会社 調達部

ExeoGroup-GuideLine@en2.exeo.co.jp

以上